

Vol.38 行政連携 茨木市の任期付公務員 として勤務して

—地方自治体のニーズと弁護士役割—



茨木市総務部政策法務課参事 弁護士 堀村 佳奈子 (60期)

私は、平成26年4月より2年の任期で、茨木市総務部政策法務課にて勤務しております。以下、業務内容等について御紹介致します。

1. 茨木市の概要

茨木市は、淀川北の大阪府北部に位置する人口約28万人（府内9番目）の特例市です。北半分は山地、南半分は大阪平野の一部をなす三島平野が広がっています。大阪と京都の市街地の間にあって、JR、阪急、大阪モノレールが通り、JR茨木駅から大阪駅まで14分、京都駅まで22分と軽快なアクセスが可能です。

また、弥生時代の大規模環濠集落の遺跡である東奈良遺跡、継体天皇陵とされる太田茶臼山古墳をはじめとする日本でも有数の古墳群地帯、隠れキリシタンの里、参勤交代時に利用された郡山宿本陣など、文化的遺産が多く存在します。

本年4月にはJR茨木駅近くに立命館大阪いばらきキャンパスがオープンし、6000人ほどの学生が就学するとともに、市民の利用が可能な図書館やホール等の施設が完成し、周辺道路の整備などが進んでいます。さらに、JR新駅や建設が進む新名神高速道路のインターチェンジが市内に整備される予定で、安威川ダムの建設や国際文化公園都市彩都の整備も進行中です。

快適な住環境と豊かな自然、教育環境の充実など住みやすい魅力あふれる市です。

2. 弁護士を任期付職員として採用した経緯等

地方自治体は、地方分権により、個々の職員が法律を駆使して行政課題を解決していくことが以前にも増して求められるようになっており、法務能力向上が喫緊の課題として考えられています。そこで、茨木市は各職員の法務能力を向上させるため、弁護士を任期付

職員として採用することにしたとのことです。応募にあたって提出を求められた小論文のテーマは「弁護士としての経験を生かし、茨木市職員の法務能力向上にどう取り組むか」でした。

弁護士を任期付職員として募集するか否か、募集するとしていつからどのような条件で募集するかを茨木市が決定するにあたっては、弁護士を既に採用している自治体に話を聞いたり、大阪弁護士会に赴いて情報を収集するなどしたとのことです。

3. 配属と現在の業務内容等

私の配属されている政策法務課は、臨時職員を含め合計8名で、条例規則等の制定改廃審査、庁内の職員からの法律相談、訴訟等対応、情報公開に係る事務等を担っています。私は、①職員からの法律相談を中心に、②行政不服審査法に基づく不服申立てに対する対応の助言、③訴訟案件等への対応、④職員向け研修、⑤条例規則等の審査、⑥情報公開に係る事務、⑦その他を担当しております。

①職員からの法律相談については、庁内の全ての部から幅広い分野の相談を受けており、相談の軽重は様々ですが月20件以上になります。庁内に弁護士職員が常駐し、法律相談をすることができる旨は、イントラネットに自己紹介文をアップしたり、研修を行う際に伝えるなどして周知しています。

相談に当たっては、事前に、担当職員が、事件概要や問題点をまとめ、関係法令や判例の調査をして一定の回答を出してくることを原則としています。これを前提に一緒に検討することで担当職員の法務能力向上につながればと思っています。

なお、訴訟に移行することが予想される案件や複雑な案件などについては、顧問弁護士へ法律相談するこ



ととしており、その際、担当課と顧問弁護士との窓口となり、相談にも同席しています。

②行政不服審査法に基づく不服申立てに対しては、対応方針の決定や担当課が作成した決定書案や弁明書案に助言を行なっています。また、来年行われる行政不服審査法改正に対する対応業務も行っています。

③訴訟案件については、原則として顧問弁護士に委任し、私は顧問弁護士と担当課の橋渡しを行ない、資料の準備、書面の確認、打合せの同席、傍聴などを行なっています。また、職員が指定代理人として行う支払督促等への助言を行うこともあります。

④研修については、昨年は、職員向けに契約実務、法制執務、改正行政手続法の解説の研修を行ないました。今年も、行政不服審査法の改正をはじめ、いくつかの研修を実施する予定です。

⑦その他、課長級の参事であることから、管理職会議、議会委員会などに出席しており、その中で市の中枢の考え方、動きなどを知る機会を得ています。研修を受講することもあり、公務員倫理、財務・会計・契約事務、人材育成、人権、市民救命士養成の研修などを受講しました。また、昨年の夏の台風時には緊急配備で庁舎に泊まり、昨年12月の衆議院議員選挙時には期日前不在者投票の立ち会いを行い、今年1月の消防出初め式には茨木市自衛消防隊の一員として参加するなど、職員でなければできない貴重な経験もしています。

4. 任期付職員として弁護士が自治体に入ることの意義

自治体にとっては、庁内に弁護士が職員として常駐することで、職員が些細な疑問でも気軽に相談する機会を得ることができます。その結果、各職員が、日々

の業務で負担や疑問に感じていることを解決したり、法的思考、リサーチの方法、書面作成の仕方、交渉・訴訟対応等弁護士としての実務経験を知ることにより、法務能力を向上できると思います。

一方、弁護士にとっては、職員として内部から自治体の幅広い業務内容に触れ、職員が相談に来る背景や自治体の考え方、組織としての動きなどを直接的に知ることができ、また、地方行政にかかる様々な法分野に集中的に携わることにより、専門性を高めることができると思います。

5. 弁護士会のバックアップ

応募前は日弁連のメーリングリストに登録して、各自治体の募集情報を取得したり、具体的な業務内容について日弁連のホームページや大阪弁護士会の会報から情報を得るなどしていました。

採用決定後、業務開始直前の3月には日弁連主催、大阪弁護士会共催の自治体弁護士研修・経験交流会が開催され、全国の自治体内弁護士の先輩方と交流する機会がありました。そこで業務の取り組み方や留意点などを業務開始前に知ることができたため、業務開始に当たっての不安を解消することができました。本年3月にも同様の会が開催され、貴重な経験交流の場となっています。

また、大阪弁護士会では、特定任期付職員として働く会員弁護士については、大阪弁護士会の弁護士会費の半額免除や公益活動義務の免除などの支援があります。

6. 最後に

茨木市では初めての弁護士採用であり、職員の方からの注目も非常に高いと感じていますが、皆様に温かく受け入れていただき、大変恵まれた環境で仕事をさせていただいています。また、職員とともに考え、代理人ではなく当事者として問題の対応に当たることができること、茨木市や茨木市民の利益に直結すること、初の弁護士職員として業務を開拓していけることなどから仕事に対してとてもやりがいを感じております。

今後も自治体と弁護士がより良い連携を築けるよう、任期中にできることを精一杯行っていきたいと思います。